

平成 25 年 4 月 16 日 (火)

## 【うちエコ診断総合事務局】

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット  
(全国地球温暖化防止活動推進センター)

## 【民間試行管理事務局】

株式会社エックス都市研究所

平成 25 年度家庭エコ診断推進基盤整備事業  
民間企業等試行実施事業に関する公募要領

環境省では、平成 23 年度より「家庭エコ診断推進基盤整備事業」において、各家庭のエネルギー利用状況等を診断した上で、中立性、信頼性を確保したきめ細やかなアドバイスをを行うサービス普及のための基盤整備を行っております。

その一環として、環境省から委託を受けた一般社団法人地球温暖化防止全国ネット及び株式会社エックス都市研究所（以下「事務局」という。）は、家庭エコ診断を試行的に実施・検討を行うことを希望する民間企業等の公募を以下のとおり実施します。

## 1. 募集の目的

我が国の CO2 排出量のうち、家庭部門では 2011 年度に 1990 年比で約 5 割増加しており、従来の日々の取組を中心とした対策を超えて、家庭における抜本的かつ具体的な削減対策が必要です。

従来の普及啓発を中心とした施策によって、温暖化に対する意識は向上しているものの、実際の削減行動には十分に結びついておらず、国民の意識の向上を実際の行動に移すためには、各家庭の排出状況に応じた、きめ細やかなアドバイスが求められます。

そこで「家庭エコ診断推進基盤整備事業」では、家庭部門でのゼロエミッション化を進めるため、各家庭のあらゆる要望に応える総合サービスを提供する家庭エコ診断制度を平成 26 年度に創設することを目的とし、これまで公平かつ正確なアドバイスの確保のための診断ツールを開発するとともに、これを用いた診断事業が地方公共団体や民間企業等において適切に実施できるように試行事業を行って参りました。

環境省では引き続き、「平成 25 年度家庭エコ診断推進基盤整備事業」において、「うちエコ診断」を含む家庭のエコ診断の試行実施を行っていただける民間企業等を募集します。

## 2. 説明会の開催

応募参加者に対して、説明会を実施します。

(1) 日時 平成 24 年 4 月 23 日 (火) 10:00~12:00

(2) 場所 東京都港区新橋 1 丁目 18-1 航空会館 701 号室

※ 1 公募説明会への参加は応募の必須要件といたしませんが、できるだけ参加いただくようお願いいたします。応募申請書には家庭向けエコ診断に関する経験や理解度に関する項目があります。

※ 2 説明会に出席される方は、4 月 19 日 (金) 午後 5 時までに出席者の氏名・職業・連絡先（電子メールアドレス、電話番号、FAX 番号）を明記の上、事務局 (kateieco-m@exri.co.jp) まで電子メールにて事前に申し込み下さい。件名は「【出席希望】民間企業等試行実施事業公募説明会」として下

さい。

※3 参加人数は、会場の関係で1社最大2名までといたします。

### 3. 事業内容

募集する家庭エコ診断事業試行実施民間企業等は、次に示す3つの参加形態のうち、いずれかを選択して事業を実施するものとします。

#### 【参加形態1】うちエコ診断プロセス全体の実施

##### (1) 対象

自社サービスの一環として、「うちエコ診断」のプロセス全体を実施する企業が対象。

(例) 想定される業種・企業として以下を想定しますが、これに限りません。

- 診断によって提示される対策を商品・サービスとして扱っており、販売促進等を目的として診断サービスを用いる企業等

例：建築工事・リフォーム等関連業、住宅設備・電気機械器具等販売関連業、エネルギー関連業 等

- 顧客満足度向上を通じた新規顧客獲得、既存顧客維持等を目的として診断サービスを用いる企業等

例：ホームセキュリティ業、保険業、生活協同組合、農業協同組合、クレジットカード等関連業、銀行業、不動産業、引越業、児童福祉事業 等

※「うちエコ診断」とは

「うちエコ診断」は、うちエコ診断総合事務局が認定するうちエコ診断員が受診家庭の年間エネルギー使用量や光熱費などの情報をもとに、環境省が用意する専用ソフトを用いて、各家庭の年間エネルギー使用量や光熱費、お住まいの気候やご家庭のライフスタイルに合わせて無理なくできる省CO<sub>2</sub>・省エネ対策をご提案するものです。  
(詳細は応募説明会にて説明します)

##### (2) 事業内容

###### ① 自社サービスとしての「うちエコ診断」試行検証

平成26年度の家庭エコ診断制度創設に向け、診断事業を自社サービスとして継続的に運用するための検証をしていただきます。検証項目として

「a. 受診者確保につながる募集方法の検証」

「b. 成約に結び付く『拡張サービス』(※)方法の検証」

の両方、もしくはいずれかを想定します。検証項目 a. においては、特にCO<sub>2</sub>削減の可能性が高いと想定される世帯への診断等を想定します(例えば、CO<sub>2</sub>排出量が多い可能性がある世帯やCO<sub>2</sub>削減行動を実施する可能性が高いタイミングの世帯等)。検証項目について計画・運用を行い、1) 自社サービス化のための条件の設定、2) 検証内容、3) 検証方法、4) 検証結果、5) 課題と実施計画案の作成 についてとりまとめて下さい。

(例) 自社サービスとしての「うちエコ診断」実施検証内容例を以下に記しますが、これに限り

ません。

- ・ より多くの受診につながるテーマ設定、キャンペーン展開
- ・ より多くのターゲットに認知してもらえる募集方法の展開
- ・ より多くの受診につながる診断呼びかけ・実施タイミングの設定
- ・ 効果的な対策提案内容の見積提案につながる商品紹介手法の展開

※「拡張サービス」とは

家庭エコ診断実施後の付加的なサービスのことであり、個別の環境機器等の営業、見積作成、販売、設置活動等を含む。家庭エコ診断の公平中立性を担保するために、「拡張サービス」は受診者からの要請に基づき診断終了後に行うこととなっている。

②診断員の選定と養成

うちエコ診断を自社サービスの中で実施するために、自社もしくは共同実施社の従業員の中からうちエコ診断員を養成していただきます。なお、養成にあたっては、事務局が指定するスケジュール、研修内容によって実施していただきます。

○診断員養成研修（予定）※

・新規診断員養成研修

東京会場：日時 平成 25 年 6 月 18 日（火）19 日（水）、場所 東京 23 区内会議室

大阪会場：日時 平成 25 年 6 月 25 日（火）26 日（水）、場所 大阪市内会議室

（期間は 2 日間で、1 日目は 9 時頃からの開始を予定）

・フォローアップ研修（平成 24 年度うちエコ診断員経験者向け）

東京会場：日時 平成 25 年 6 月 21 日（金）、場所 東京 23 区内会議室

大阪会場：日時 平成 25 年 6 月 6 日（木）、場所 大阪市内会議室

（期間は半日間で、13 時頃から開始を予定）

また、新規研修の最後には、認定試験（筆記試験及びロールプレイング試験）を実施し、うちエコ診断員としての技術を習得した研修会参加者を診断員として認定するものとします。なお、診断員の人数は、④に後述する実施世帯数を考慮して設定ください。

※診断員の養成に関する機会について

上記の養成日程に参加できない新規の診断員候補については、9 月に実施予定の試行試験（養成プロセスはなく試験のみで可否を判定するもの）に参加して頂くことも可能です。

③顧客に対する受診希望者の募集

うちエコ診断を受診する家庭を募集し、受診者及び社内のうちエコ診断員との日程調整等を行っていただきます。したがって、これらの調整や診断の管理を行う担当を設けることが望ましいと考えられます。

#### ④診断プロセス全体の実施

実施いただく診断は、基本的に1. 診断前（事前アンケート）、2. 診断（診断の実施）、3. 診断後（事後アンケート）の一連のプロセスにより構成されます。また、1つの民間企業等が行う診断実施数は100世帯程度を目安とします。

また、診断に係る負担軽減のために診断時間を短縮した簡易診断の試行を行う予定です。簡易診断の実施のためには条件（5件程度の診断実施実績、半日程度の研修受講）がありますが、協力可能な場合にはその旨申請して下さい。

#### ⑤アンケート調査の実施

受診者に対して、2回のアンケート調査（診断の事前と事後）を実施していただきます。いずれのアンケートも受診者が入力・記入するためのウェブページと紙のアンケート票を事務局が提供しますので、受診者に対してアンケート入力・記入の依頼、及び回答状況の管理を行って下さい。また紙のアンケート票による回答については、企業等が自らウェブページに代行入力して下さい（詳細は応募説明会にて説明します）。

#### ⑥ウェブ上での管理システムによる診断の進捗管理

円滑な診断運営のため、事務局が提供するウェブ上での管理システムを使って、診断の申請から診断実施、アンケート等の一連のプロセスの進捗管理を行っていただきます。管理システムを適切に活用していただくことで、円滑な診断運営が可能となります。また、各企業等の進捗状況（例：診断実施数、アンケート回収状況等）を遅滞なく管理システムに反映して下さい。事業内容③と同様に、管理システムの入力を行う担当を設けることが望ましいと考えられます。（詳細は応募説明会にて説明します）

なお、ウェブ管理システム担当者は、別途開催予定のウェブ管理システムの利用説明会に参加して頂きます。（説明会は「平成25年度うちエコ診断経験者向けフォローアップ研修」と同日の午前に行う予定）

#### ■管理システムでの管理項目

- ・受診者からの診断の申込み情報（紙の申請書の場合は、企業等が代行入力）
- ・診断日や担当診断員の調整・配置
- ・受診者からの事前調査票入力（紙調査票の場合は、企業等が代行入力）
- ・診断のために必要なファイル（エコファイル）のダウンロード
- ・診断結果を盛り込んだエコファイルのアップロード
- ・受診者からの事後調査票入力（紙調査票の場合は、企業等が代行入力）
- ・診断実施結果のダウンロード

## 【参加形態 2】独自の家庭エコ診断プロセス全体の実施

### (1) 対象

「うちエコ診断」と同様に、CO<sub>2</sub>・エネルギー削減を目的とした独自の家庭エコ診断を独自のソフトを用いて、自社サービスとして診断プロセス全体を通して行っている、もしくは今後行う予定の企業等で、「家庭エコ診断推進基盤整備事業」の趣旨に賛同し、環境省との連携事業と位置づけて実施できる企業等が対象。

連携事業の条件は、後述の「4. 応募の要件」を遵守いただいた上で、下記の(2)の事業内容を実施いただくことになります。

### (2) 事業内容

#### ① 自社サービスにおける家庭エコ診断の実施

自社サービスにおける家庭エコ診断を実施していただきます。エコ診断実施世帯数は、各企業等における診断事業の計画・目標等に定める数としますが、今年度に約 300 件以上の診断を予定していることを目安とします。

#### ② 環境省との連携事業としての独自の家庭エコ診断のあり方検討

平成 26 年度の家庭エコ診断制度創設に向け、環境省との連携事業としての独自の家庭エコ診断事業のあり方検討に協力していただきます。

#### ■ 環境省との連携事業としての独自の家庭エコ診断のあり方検討項目案

- ・ PR 方法（例：家庭エコ診断の効果的なキャンペーン募集方法等）
- ・ 診断プロセスの共通基盤整備（例：個人情報保護、消費者問題対策等）
- ・ 診断ソフトの共通基盤整備（例：受診者視点での分かりやすい診断、情報提供のための診断ソフトのロジック検証及び共同改善の実施）

#### ③ 事業事務局が開催する研修会への参加

今年度新たに参加する場合、「うちエコ診断」を理解するために、管理担当の方には診断員の養成研修にオブザーバー参加していただきます。

#### ○ 診断員養成研修（予定）※

- ・ 新規診断員養成研修

東京会場：日時 平成 25 年 6 月 18 日（火）19 日（水）、場所 東京 23 区内会議室

大阪会場：日時 平成 25 年 6 月 25 日（火）26 日（水）、場所 大阪市内会議室

（期間は 2 日間で、1 日目は 9 時頃からの開始を予定）

#### ④ 診断結果の報告

自社サービスにおける家庭向けエコ診断の実施結果（応募率、成約率及び対策実施による CO<sub>2</sub>削減規模に関する情報（例：対策ごとの選択数）等の成果指標を含む）を事務局に報告していただきます。なお、どのような形式・媒体で報告するかについては、事務局と調整を行います。

### 【参加形態3】うちエコ診断の一部プロセスに関する協力

#### (1) 対象

うちエコ診断のプロセス全体は自ら実施しないものの、プロセスの一部について、自社の持つ資源を有効活用することで、うちエコ診断に協力できる企業等が対象。

連携事業の条件は、後述の「4. 応募の要件」を遵守いただいた上で、下記の(2)の事業内容を実施いただくことになります。

(例) 想定される業種・企業として以下を想定しますが、これに限りません。また、以下に示すような家庭エコ診断プロセスのいずれかでの協力を想定します。複数の協力実施も可能です。

○ 診断の「受診者募集」に関する協力ができる企業等

(例：会員のネットワークを有する等、受診者との間のメディアとしての機能を有する企業等 [例：ホームセキュリティ業、保険業、生活協同組合、フィットネスクラブ、ケーブルテレビ等] )

○ 「診断場所の提供」「受診インセンティブ提供」に関する協力ができる企業等

(例：診断を行う場所を有している、受診者が集まることにメリットを感じる企業等 [例：児童福祉事業、小売店等] )

○ 「診断員の養成と診断実施」に関する協力ができる企業等

(例：診断に関するスキル・ノウハウを有する人材を有している企業等 [例：対策提案の専門知識を持つ企業等、受診者との円滑なコミュニケーションに長けた企業等] )

○ 「対策提案に関する見積・商品紹介等」に関する協力ができる企業等

(例：対策実施に関する受診者の具体的なニーズに対応できる専門知識や資源を有する企業等 [例：建築工事・リフォーム等関連業、住宅設備・電気機械器具等販売関連業、エネルギー関連業等] )

○ 「対策効果の見える化」に関する協力ができる企業等

(例：対策実施によるエネルギー使用量削減実績を定量的に提示できる企業等 [例：エネルギー関連業、HEMSプロバイダ等] )

○ 「従業員の受診という形での協力ができる企業等」

#### (2) 事業内容

##### ①うちエコ診断の一部プロセスに関する協力

うちエコ診断事業に必要な一連のプロセスの一部において、自社の持つ資源を有効活用することで協力を実施していただきます。

環境省及び事務局が適切と判断した協力提案については、環境省及び事務局との協議を通じて実現をめざしていただきます。また他の家庭エコ診断実施主体との連携が必要な場合には、環境省及び事務局が連携主体候補を紹介します。連携主体候補との間で連携に関する合意に達した場合には、合意内容に基づいて協力を実施していただきます。

#### 4. 応募の要件

応募にあたっては次の要件をみたすこととします。

##### 【参加形態1】うちエコ診断プロセス全体の実施

	区分	要件
1	事業要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「3. 事業内容」で対象とした事業をすでに展開していることとする。(当該事業にかかるウェブサイト・パンフレット等の広報物を有し、すでに営業を開始している実績を有すること。)</li> </ul>
2	運用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うちエコ診断の趣旨を理解し、自社サービスとしての「うちエコ診断」試行計画に基づき、受診者募集～診断(事前アンケートを含む)～事後アンケートまでの一連の運用フローを実行できること。  <ul style="list-style-type: none"> <li>※自社サービスとしての継続的な運用につながる可能性が高いと想定される提案を優先的に採択するものとする。</li> </ul> </li> <li>・自社サービスとしての「うちエコ診断」を計画・運用し、1) 自社サービス化のための条件の設定、2) 検証内容、3) 検証方法、4) 検証結果、5) 課題と実施計画案の作成 について、事務局が示す方法において検証できること。</li> <li>・うちエコ診断受診者を確保できる方法を有すること。</li> <li>・うちエコ診断受診者の個人情報の管理や消費者問題の対策について、実施要項に基づいて事務局が別途示す方法を遵守できること。また複数社による共同実施で行う場合にも、共同事業体全体が提案主体と同じレベルのリスク管理を維持できるようにルールや運用体制を構築すること。</li> <li>・事務局が提供するうちエコ診断ソフトの管理を事務局が示す方法において遵守できること。</li> <li>・事務局が提供するウェブ上での管理システムにより、診断の進捗管理を行えること。</li> </ul>
3	実施要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「3. 事業内容」に示す事業内容が実施できること。</li> <li>・事業要件に規定する業種に係る事業を実施する社員から、事務局が示す「うちエコ診断員」の要件を満たす必要な人数を確保できること。</li> <li>・うちエコ診断員にしようとする社員を、事務局が実施する「うちエコ診断員」養成研修に受講させなければならないこと。</li> <li>・うちエコ診断員にしようとする社員は、うちエコ診断受診者の個人情報の管理や消費者問題の対策について事務局が示す方法について遵守できること。</li> <li>・ウェブ管理システム担当者を、ウェブ管理システムの利用説明会に参加させることが可能であること。</li> <li>・採択後、応募申請書内容に即して事務局との協議により「実施計画書」を作成すること。</li> <li>・事業の途中で「中間報告」を行うこと、事業終了時に「実績報告書」を作成すること。</li> </ul>
4	期間要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・うちエコ診断を7月頃から実施し、12月末までに診断の実施が完了できるものであること。</li> </ul>

## 【参加形態2】独自の家庭エコ診断プロセス全体の実施

	区分	要件
1	事業要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ CO2・エネルギー削減を目的とした独自の家庭エコ診断を、自社サービスとして診断プロセス全体を通して行っている、もしくは今後行う予定であること。なお、独自の家庭エコ診断について、以下の2点を要件とする。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ シミュレーションソフト等によって診断世帯の各種エネルギー使用実態を踏まえた CO2 排出総量及び内訳が示されること。また CO2 排出内訳別に CO2 削減のための対策提案が示されること。</li> <li>・ シミュレーションソフト等の推計結果等の効果検証に協力すること。</li> </ul> </li> <li>・ 独自の家庭エコ診断においては、特定の製品やサービス等を販売促進することを目的とせず、公平性のある診断ができること。</li> <li>・ 独自の家庭エコ診断を実施し、その結果に基づき対策に取り組むことで、家庭の CO2 削減に寄与するものであること。</li> <li>・ 環境省との連携事業としての独自の家庭エコ診断のあり方検討に協力できること。</li> </ul>
2	運用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独自の家庭エコ診断において、受診者募集～診断(事前アンケートを含む)までの一連の運用フローを実行できること。</li> <li>・ 独自の家庭エコ診断の受診者を確保できる方法を有すること。</li> <li>・ 独自の家庭エコ診断の受診者の個人情報の管理や消費者問題の対策について、実施要項に基づいて事務局が別途示す方法について遵守できること。また複数社による共同実施で行う場合にも、共同事業体全体が提案主体と同じレベルのリスク管理を維持できるようにルールや運用体制を構築すること。・独自の家庭エコ診断の診断結果を事務局に提出できること。</li> </ul>
3	実施要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「3. 事業内容」に示す事業内容が実施できること。</li> <li>・ 独自の家庭エコ診断を実施する社員は、診断受診者の個人情報の管理や消費者問題の対策について、事務局が示す方法を遵守できること。</li> <li>・ 今年度新たに参加する場合、「うちエコ診断員」を理解するため、社員を事務局が実施する「うちエコ診断員」養成研修にオブザーバー参加させることが可能であること。</li> <li>・ 事業の途中で「中間報告」を行うこと、事業終了時に「実績報告」を行うこと。</li> </ul>
4	期間要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 独自の家庭エコ診断を7月頃から実施し、12月末までの診断の結果を取りまとめできるものであること。</li> </ul>

**【参加形態3】うちエコ診断の一部プロセスに関する協力**

	区分	要件
1	事業要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「3. 事業内容」で対象とした事業をすでに展開していることとする。(当該事業にかかるウェブサイト・パンフレット等の広報物を有し、すでに営業を開始している実績を有すること。)</li> </ul>
2	運用要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭エコ診断の趣旨を理解し、提案した協力内容を実行できること。ただし、協力内容が適切、かつ他の家庭エコ診断実施主体と連携する場合には、同主体との合意内容を遵守するものとする。  <ul style="list-style-type: none"> <li>※提案内容が適切であっても、最終的に一連の診断プロセスとしてサービス組成できない場合(例:適切な連携主体候補を紹介できない、連携主体候補との間で合意に達しない等)は、提案内容を実施できない場合がありうる。</li> </ul> </li> <li>・家庭エコ診断受診者の個人情報の管理や消費者問題の対策に関するプロセスで協力を行う場合、参加形態1、2の実施主体と同様に実施要項に基づいて事務局が別途示す方法について遵守できること。また複数社による共同実施で行う場合にも、共同事業体全体が提案主体と同じレベルのリスク管理を維持できるようにルールや運用体制を構築すること。</li> </ul>
3	実施要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「3. 事業内容」に示す事業内容が実施できること。</li> <li>・家庭エコ診断受診者の個人情報の管理や消費者問題の対策に関するプロセスで協力を行う場合、協力に参加しようとする社員は、家庭エコ診断受診者の個人情報の管理や消費者問題の対策について、事務局が示す方法について遵守できること。</li> </ul>
4	期間要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的には、家庭エコ診断実施期間である7月頃から12月末の全期間について協力が実行できるものであること。</li> </ul>

## <養成研修について 参加形態1 関連>

平成25年度新たに診断員になろうとする方を対象とした「新規診断員養成研修」と、平成24年度にうちエコ診断を経験した方を対象とした「フォローアップ研修」の2種類がありますので、当てはまる方に参加して下さい。

「新規診断員養成研修」は2日間で1日目は9時頃からの開始を予定しています。①地球温暖化の基礎知識、②家庭からのCO<sub>2</sub>排出量、エネルギーの使用状況について、③うちエコ診断のながれ、④うちエコ診断ソフトの使い方、⑤うちエコ診断ロールプレイ実習、⑥個人情報・倫理規程、消費者問題対策⑦筆記試験、⑧診断ロールプレイ試験を実施します。筆記試験、診断ロールプレイ試験に合格した方のみを診断員として委嘱させていただくことになります。

「フォローアップ研修」は半日間で13時頃からの開始を予定しています。事業や診断ソフトの変更点や重要事項の確認等についての研修を受講することで、診断員としての委嘱を継続させていただくことになります。

### ○診断員養成研修（予定）※

#### ・新規診断員養成研修

東京会場：日時 平成25年6月18日（火）19日（水）、場所 東京23区内会議室

大阪会場：日時 平成25年6月25日（火）26日（水）、場所 大阪市内会議室

（期間は2日間で、1日目は9時頃からの開始を予定）

#### ・フォローアップ研修（平成24年度うちエコ診断経験者向け）

東京会場：日時 平成25年6月21日（金）、場所 東京23区内会議室

大阪会場：日時 平成25年6月6日（木）、場所 大阪市内会議室

（期間は半日間で、13時頃から開始を予定）

### ※診断員の養成に関する機会について

上記の養成日程に都合がつかない新規の診断員候補については、8、9月に実施予定の試行試験（養成プロセスはなく試験のみで合否を判定するもの）に参加して頂くことも可能です。

## 5. 事業費 参加形態1 関連

本事業に係る費用は、実施する民間企業等と事務局を担う一般社団法人地球温暖化防止全国ネットとの委託契約を締結し、事業終了後、当法人が委託費として支払います。民間企業等を対象とした試行実施事業の事業費合計は最大で3000万円程度とします。

### 【参加形態1】

採択1件当りの事業費は、自社サービスとしての「うちエコ診断」試行検証受託費として100～300万円程度を上限とします。また、自社サービスとしての継続的な運用につながる可能性が高いと想定される提案については、高く評価します。

### 【参加形態2】【参加形態3】

委託費の支払いは行いません。

委託費は、客観的に見て、明らかに本事業の経費だと判断できる費用が対象となります。計上可能な経費区分は下表のとおりです。下表に記載されていない項目の計上は、原則認められません。

表 委託費の内容

費用区分	費用科目	内容
(1)人件費	人件費	・事業実施に際して、要する費用 ・単価表を別途提出してください ・業務日誌を作成していただきます ・本費用は本人との間で直接雇用契約がある場合に限り認められます。 ・なお、出向者は除きます。
(2)事業費	職員旅費	・事業実施に必要な情報収集のための職員の旅費・交通費 ・うちエコ診断員養成研修会に参加するための職員の旅費・交通費
	消耗品費	・単価が5万円未満のものに限る。 ・パソコン周辺機器の購入は認められない。 ・アンケート実施に際しての謝礼
	通信運搬費	・事業実施のために使用する通信費 ・事業実施のために使用する運搬費
	印刷製本費	・事業実施に必要な資料作成費 ・調査報告書の印刷費
	借料及び損料	・事業実施のために必要な資材・機材・情報機器の借料(レンタル・リース) ・事業実施に必要な会議の開催に伴う会場の借り上げ費(付帯設備を含む)
	賃金	・事業実施のために必要なアルバイト及び派遣労働者の費用 ・人件費と同様の業務日誌を作成していただきます。
	雑役務費	・特に専門的知見を必要としない集計・発送作業等
(3)一般管理費		・人件費+事業費の15%以内

## 6. 応募の方法及び期限

応募要件を満たす民間企業等は、別紙に定める応募申請書に必要事項を記入するとともに、必要な書面を添えて事務局に申し込みください。応募は、メールによるものとします。

応募期限は以下の通りです。参加形態によって異なりますのでお気をつけ下さい。

・参加形態1、参加形態2 : 平成24年5月17日午後5時必着

・参加形態3 : 随時 (平成25年12月末まで。ただし、夏の節電シーズンからの実施に向け、早めの応募が望ましい)

## 7. 採択の決定等について

応募のあった家庭エコ診断事業試行実施民間企業は、参加形態別に以下のように採択の決定等を行います。

- ・参加形態1 : 応募申請書の内容をもとに、要件等に合致し、かつ的確に事業を履行でき、高い事業効果が得られるか等を第三者委員会で審査・選考のうえ、予算の範囲内で採択します。
- ・参加形態2 : 応募申請書の内容をもとに、要件等に合致し、かつ的確に事業を履行でき、高い事業効果が得られるか等を第三者委員会で審査・選考のうえ、採択します。
- ・参加形態3 : 応募申請書の内容をもとに、環境省・事務局が適切性を判断した上で、協議等を通じて実現をめざします。

採択等決定後は速やかに参加申し込み企業に通知し、実施にかかる具体的協議を事務局と行うものとします。

## 8 . 書類の提出・問い合わせ先

公募要領の内容や応募申請書の記載方法等のお問い合わせは、以下の民間試行管理事務局で随時承ります。

### 【民間試行管理事務局】

〒171-0033

東京都豊島区高田 2-17-22 目白中野ビル 6F

株式会社エックス都市研究所

担当：筑（つく）、松本、山田

TEL 03-5956-7510 FAX 03-5956-7523

電子メール: kateieco-m@exri.co.jp

### 【うちエコ診断総合事務局】

〒101-0053

東京都千代田区神田美土代町 9-17 神田第三中央ビル 5F

一般社団法人地球温暖化防止全国ネット

(全国地球温暖防止活動推進センター)